

6 その他の留意点

◆ 非課税措置などについて

- 1 支援給付費に税金はかかりません（非課税措置）
- 2 正当な理由がないのに、支援給付が止められたり、支援給付が減らされたりすることはありません。
- 3 支援給付または支援給付を受ける権利を、誰からも差し押さえられることはありません。

◆ 必要書類などの保管について

公共機関などから届いた書類は捨てずに保管しておき、提出すべき書類かどうか支援・相談員に確認を行ってください。

◆ 支援給付の返納が必要なとき

差し迫った事情のため、資力があるにもかかわらず支援給付を受けた場合や、様々な事情により、本来受け取るべき支援給付の支給額よりも多く支給されたような場合には、多く支給された部分について返していただく必要があります。

年金の受給額が変わったり、家賃の金額が変わったりした場合も、速やかに実施機関にご連絡ください。

（ 事実と違う申請をしたり、収入申告をしないなど、不正な方法で支援給付を受けたときには、支援給付費の返還のほか、法律により処罰されることがありますので、ありのままを届け出てください。 ）

